

令和3年度

介護保険制度改正のお知らせ

介護保険制度が改正されたことに伴い、介護保険サービスを利用したときに係る費用などに変更がありました。主な改正点をお知らせします。



特定入所者介護サービス費（居住費・食費）の見直し（負担限度額認定）

施設入所の方と在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、要件の基準となる預貯金等の基準について所得段階に応じて設定することとし、所得段階間の均衡を図ります。

令和3年8月からの居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

※太枠変更箇所

(円)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給の方	夫婦：2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年度の合計所得金額＋年金収入額が80～120万円の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	前年度の合計所得金額＋年金収入額が120万円以上の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

() 介護老人保健施設に入所または短期入所生活介護利用時

[] 短期入所生活介護または短期入所療養介護利用時

※《預貯金等に含まれるもの》資産性あり、換価性が高く、価格評価が安易なもの。

R3.8～

今後の手続き（令和3年度の更新申請など）について

令和3年度（令和3年8月1日～）に向けた更新手続きのご案内と申請用紙は、6月上旬に改めて郵送しますので、別途ご申請ください。なお、各種要件が変更されたことにより、負担限度額認定を受けられなくなる場合がありますので、何卒ご了承ください。

高額介護（介護予防）サービス費の見直し

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得相当の方の区分を細分化し、新たな限度額を設定します。

令和3年8月からの自己負担限度額（月額）

※太枠変更箇所

区 分	自己負担の上限 (世帯合計)
生活保護受給者の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で ・老齢福祉年金受給者の方	24,600円 (個人：15,000円)
・合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	(個人：15,000円)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円
現役並み所得相当世帯*で、年収約770万円未満の世帯の方	44,400円
現役並み所得相当世帯*で、年収約770万円以上の世帯の方	93,000円
現役並み所得相当世帯*で、年収約1,160万円以上の世帯の方	140,100円

*現役並み所得層等世帯：年収約383万円以上

R3.8～

※平成30年度税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。介護保険制度では、合計所得等が調整され、この税制改正による影響で負担が増えることはありません。



【問い合わせ】保健医療福祉課 介護保険担当 TEL 0884-62-1141